

(指定介護老人福祉施設) 特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ

重要事項説明書

2024. 10. 1

当施設は、利用者に対して介護保険法による指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。ついては、当サービスを利用されるにあたって、その概要や提供されるサービスの内容、その他、契約上ご留意いただきたい事項を、「利用契約書」並びに「重要事項説明書」により、ご説明いたします。

当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 から 5」と認定された方、及び「要介護 1 又は 2」の認定を受けている方であって特例的な入所が必要な方が対象となります。

1、施設経営法人

法人名	社会福祉法人 鶯園
法人所在地	岡山県津山市瓜生原 337-1
電話番号等	Tel0868-26-0888 Fax0868-26-0144
代表者氏名	理事長 小林 和彦
設立年月日	昭和 48 年 1 月 31 日

2、施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ
施設の種類	指定介護老人福祉施設
事業所番号	岡山県指定第 3373700263 号
指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
開設年月日	平成 7 年 4 月 1 日
所在地	岡山県美作市井口 41-2
電話番号	Tel0868-74-2888 Fax0868-74-3888
施設長	小林 弘典
入所定員	60 名

3、施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

当施設は、身体上又は、精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、且つ、在宅での生活が困難な方がご利用いただけます。

当施設は、介護保険法令に従い、利用者に必要な介護福祉サービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、支援していくことを目的とします。

(2) 施設の運営方針

施設サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるようにするために、常に利用者の心身の状況等を的確に把握しながら、施設サービス計画に基づき、必要なサービスを利用者の希望に沿って、適切に提供するように努めます。

施設の運営にあたっては、介護保険法令等の趣旨及び内容に沿って運営いたします。

4、居室

(1) 居室等の概要（設備は短期入所生活介護と併用です）

当施設では、以下の居室・設備を備えております。

	室数	備考
居室 1名部屋	11 室	従来型個室
居室 2名部屋	3 室	多床室
居室 3名部屋	1 室	多床室
居室 4名部屋	10 室	多床室
食 堂	1 室	機能訓練室と併用
機能訓練室	1 室	歩行訓練平行棒
静 養 室	1 室	
医 務 室	1 室	
浴 室	2 室	特殊浴槽、介護チェアー浴槽、一般浴槽
ト イ レ	5 ヶ所	

(2) 居室の決定方法

入居される居室は、原則として空き居室を利用させていただきます。

居室の変更を希望される場合は、居室の空き状況や利用者及び他の利用者の心身の状況等により、協議のうえ決定させていただきますが、必ずしもご希望に添えるものではありません。

又、利用者及び他の利用者の心身の状況等により、協議のうえ居室の変更をさせていただきます場合があります。

5、職員の配置状況

(主な職種の配置状況)

職種	人数	指定基準
施設長	1 名	1 名
介護職員	21 名以上	21 名
看護職員	3 名以上	3 名
生活相談員	1 名以上	1 名
機能訓練指導員	1 名	1 名
介護支援専門員	1 名	1 名
管理栄養士	1 名	1 名
医師（嘱託）	2 名	必要数

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
施設長	月曜～金曜 8：30～17：30
介護職員	早出 7：00～16：00 日勤 8：00～17：00 遅出 10：00～19：00 夜勤 16：00～9：00
看護職員	早出 7：30～16：30 遅出 9：30～18：30
生活相談員	月曜～金曜 8：00～17：00
機能訓練指導員	兼務
介護支援専門員	月曜～金曜 8：00～17：00
管理栄養士	月曜～金曜 8：30～17：30
医師	毎週月曜 午前 11：00～12：00 毎週水曜 午後 14：00～15：00

6、施設サービスの内容と費用

(1) サービス内容

入浴	入浴又は清拭を、週 2 回以上行います 機械浴を用いての入浴が可能です
排泄	利用者の状況に応じた排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います
食事	管理栄養士の管理の下に、栄養ならびに利用者の身体状況及び、嗜好を考慮した食事を提供いたします 利用者の自立支援の為、離床して食堂で食事をとっていただくことを、原則としています 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:45～
健康管理	看護職員による日々の健康管理を行います 定期的に医師による往診を行い、看護職員との連携により健康管理を行います 病院等への受診・入退院の場合は介添えにできる限り配慮しますが、場合によってはご家族で受診等をお願いすることがあります 夜間においては、看護職員とのオンコール体制を敷き、緊急時の対応を行います
レクリエーション等	充実した日常生活につながるよう、個々の嗜好に応じた趣味、活動、教養又は娯楽等を行います
機能訓練	日常生活場面やレクリエーションなど、日常のあらゆる場面を活用して機能改善や機能減退を防止するための日常生活機能訓練を行います
その他	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮し生活リズムを整えます 清潔で快適な生活のために、適切な整容が行われるように援助します
相談援助	利用者とその家族からの相談に応じます
保険証等	現金、預貯金通帳、はんこ、介護保険関係書類、後期高齢者医療関係書類等の保管管理等をいたします

(2) サービス利用料金

介護福祉施設サービス費（1日あたり）

要介護 1	589 単位
要介護 2	659 単位
要介護 3	732 単位
要介護 4	802 単位
要介護 5	871 単位

各種加算

施設の人員配置・体制、利用者状況などが加算要件を満たしている場合に限り、下記のいずれかを算定します。

看取り介護加算（死亡日以前 31 日以上 45 日以下） 72 単位／日

看取り介護加算（死亡日以前 4 日以上 30 日以下） 144 単位／日

看取り介護加算（死亡日以前 2 日又は 3 日） 680 単位／日

看取り介護加算（死亡日） 1,280 単位／日

認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位／日

認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位／日

褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3 単位／日

褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13 単位／日

自立支援促進加算 280 単位／月

科学的介護推進体制加算Ⅰ 40 単位／月

科学的介護推進体制加算Ⅱ 50 単位／月

安全対策体制加算 20 単位／

高齢者等感染対策向上加算Ⅰ 10 単位／月

高齢者等感染対策向上加算Ⅱ 5 単位／月

新興感染症等施設療養費 240 単位／日

生産性向上推進体制加算Ⅰ 100 単位／月

生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位／月

サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位／日

サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位／日

サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位／日

日常生活継続支援加算 36 単位／日

看護体制加算Ⅰ 2 4 単位／日

看護体制加算Ⅱ 2 8 単位／日

夜勤職員配置加算Ⅰ 2 13 単位／日

夜勤職員配置加算Ⅲ 2 16 単位／日

個別機能訓練加算Ⅰ 12 単位／日

個別機能訓練加算Ⅱ 20 単位／日

個別機能訓練加算Ⅲ 20 単位／日

外泊時費用	246 単位／日
初期加算	30 単位／日
退所時栄養情報連携加算	70 単位／回
再入所時栄養連携加算	200 単位／回
退所前訪問相談援助加算	460 単位／回
退所後訪問相談援助加算	460 単位／回
退所時相談援助加算	400 単位／回
退所前連携加算	500 単位／回
退所時情報提供加算	250 単位／回
協力医療機関連携加算Ⅰ	100 単位／月
協力医療機関連携加算Ⅱ	5 単位／月
栄養マネジメント強化加算	11 単位／日
経口維持加算Ⅰ	400 単位／月
経口維持加算Ⅱ	100 単位／月
経口衛生管理加算Ⅰ	90 単位／月
経口衛生管理加算Ⅱ	110 単位／月
療養食加算	6 単位／回
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×13.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×11.3%
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×9.0%

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、自己負担をいただいてサービスを提供いたします。

食事	食材料費及び調理費（基準額 1 日 1,445 円） 特別な食事を提供した場合
居室	光熱水費及び室料 基準費用額：従来型個室 1 日 1,231 円 多床室 1 日 915 円
理美容	散髪サービスをご利用された場合 (女性カットのみ 2,000 円 顔剃り＋600 円) (男性カットのみ 2,000 円 顔そり＋900 円) (顔剃りのみ 1,000 円)
医療費	医師の往診、病院等で受診・治療などされた場合
薬代	飲み薬、貼り薬、塗り薬、目薬など処方された場合
日常生活品	お菓子、衣服、靴、ティッシュ等日用品を購入された場合
その他	個人が負担することが適当と認められるサービスを提供した場合

「居住費及び食費」

負担段階		従来型個室	多床室	食費
第1段階		380 円	0 円	300 円
第2段階		480 円	430 円	390 円
第3段階	①	880 円	430 円	650 円
	②	880 円	430 円	1,360 円
基準額		1,231 円	915 円	1,445 円

*経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。

*食費及び居住費に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額となります。

(介護保険負担限度額認定)

段階	年金収入等要件		預貯金等要件
第1段階	世帯全員*が市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、生活保護等受給者		単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等（合計所得金額と課税年金と非課税年金）の合計が 80 万円以下		単身 650 万円 夫婦 1,650 万円以下
第3段階	①	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等の合計が 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円以下
	②	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等の合計が 120 万円超	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円以下

7、預り金・保険証の管理等

施設では、利用者より預り金を徴収し、利用者に代わり施設職員が医療費・薬代・散髪代・日用品購入代等の支払いを致します。また、保険証等をお預かりし管理致します。

- ・施設は、預り金管理規定を作成し、それに沿った方法により管理します。
- ・利用者は、この重要事項説明書をもって預り金管理を委任するものとします。
- ・施設が、現金及び通帳等をお預かりする際には、預かり証を発行します。
- ・現金及び通帳等は、それぞれ別々に鍵のかかる場所に保管します。
- ・入出金の際は、出納帳にて収支の管理を行います。
- ・日用品購入の支出においては、依頼書に基づいて行い複数のものにより確認します。
- ・預り金の収支を定期的に利用者等へ報告します。
- ・利用者の退所などにより、預り金の管理事由が消滅した場合には、本人あるいは受領権利のある者に預り金・通帳等を返却するとともに、受領書を徴収します。
- ・施設では、後期高齢者医療被保険者証等及び介護保険被保険者証等をお預かりし、管理保管いたします。

8、利用料金の支払い方法

利用料金等は、1ヶ月毎に計算し利用翌月の10日前後に請求書を送付させていただきます。利用翌月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

㊦ 施設に預けている通帳からの引落し			
㊧ 施設窓口での現金払い（月曜～金曜の午前8:00～午後5:00）			
㊨ 指定金融機関での自動振替（中国銀行・ゆうちょ銀行・JA 晴れの国岡山）			
㊩ 指定口座へのお振込み（下記、指定口座へお振込ください）＊手数料自己負担			
＊㊦、㊨は毎月20日に引落としとなります			
【振込口座】	中国銀行	周匝支店	
	普通預金	1 2 3 3 6 9 4	
	名 義	特別養護老人ホーム ロマンシティあいだ	

9、入所中の医療の提供について

（1）協力医療機関

医療を必要とする場合、利用者の希望により下記の協力医療機関において診療等を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療等を保障するものではありません。又、下記医療機関での診療等を義務づけるものでもありません）

（協力医療機関と連絡先）

病院名	住所	電話番号
美作中央病院	美作市明見 357-1	0868-72-0461
さとう記念病院	勝田郡勝央町黒土 45	0868-38-6688
田尻病院	美作市明見 550-1	0868-72-0380
北川病院	和気郡和気町和気 277	0869-93-1141
柵原病院	久米郡美咲町吉ヶ原 992	0868-62-1006
遠藤歯科クリニック	美作市福本 604-5	0868-74-3318

（2）介護職員等による「喀痰吸引」及び「経管栄養」の実施

当施設では、利用者に対する喀痰吸引及び経管栄養の行為を、医師、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働し、利用者・家族から同意を得たうえで実施する方針としております。これらのケアを実施する介護職員等については、法に規定される研修を終了し、専門的の知識・技能を習得した者として認定を受けた介護職員等が実施します。

実施するにあたっては、医師の指示の下、医療機関との連携・緊急時の体制整備など、利用者の安全確保に最善を尽くします。

10、施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に決めていません。従って、下記のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所して頂く事になります。

- ① 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合。
及び、要介護 1 又は 2 と判定され、特例入所要件に該当しない場合。（以下（3）参照）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が、介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合。（以下（1）参照）
- ⑥ 事業者から契約解除の申し出を行った場合。（以下（2）参照）

（1）利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解約、解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が、故意又は過失により入所者の身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけた場合。若しくは、傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者及び家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者、若しくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為を行うことなどに

よって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ③ 原則として、利用者が連続して概ね 3 ヶ月以上の病院又は診療所に入院すると見込まれる場合。若しくは入院した場合。
- ④ 利用者が介護老人保険施設に入所した場合。若しくは、介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑤ 施設の介護・看護体制において、提供できない医療行為等が発生した場合。
- ⑥ サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。

(3) 特例入所要件

施設は、市町村に対して、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見を書面により求めます。

- ① 認知症があつて日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④ 単身世帯である。同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分である。

(4) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を以下の通り、利用者に対して速やかに行います。又、契約書第 17 条の事業者からの契約解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

- ・ 病院若しくは、診療所、介護老人保健施設等の紹介
- ・ 居宅支援事業所の紹介
- ・ その他の保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者の紹介

1 1、身元引受人について

(1) 利用者の残置物や利用料金等の滞納があつた場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。

- ・ 残置物等は身元引受人に連絡のうえ、引き取っていただきます。
- ・ 引き渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

- (2) 身元引受人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 60 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は身元引受人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。
- (3) 身元引受人からの請求があった場合には、法人及び施設は、身元引受人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 2、利用者の入院に係る取扱いについて

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

検査入院等、短期入院の場合は、退院後再び当施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(外泊時加算)

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、概ね 3 ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び、当施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入れ準備が整っていないときは、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③概ね 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

概ね 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

1 3、サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたり次のことを守ります。

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- (4) 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (5) 利用者に提供した記録について、それぞれの書類を使わなくなった日から 5 年間保管するとともに、利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。

- (6) 利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、適切な手続きにより、身体等を拘束、その他行動を制限する場合があります。
- (7) 感染症及び食中毒予防対策のため、委員会及び研修・訓練を定期的に行い、感染源とならない為の知識の習得とその未然防止並びに、まん延防止に努めます。
- (8) 日々のサービス提供に係る事故に繋がることが予測される対象について、事故防止検討委員会を定期的に行い、その未然防止、再発防止に努めます。
- (9) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備するとともに担当者を置き、委員会及び研修を定期的に行い虐待の発生及び再発の防止に努めます。

1 4、個人情報の取扱いについて

当法人では、利用者への介護、健康管理等のサービス提供のために、同意を得た上で個人情報を利用させていただきます。個人情報の利用にあたっては、尊厳を守り、個人情報保護方針を定め、遵守いたします。

1、利用目的

(1) 施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る施設の管理運営業務のうち、
(入退所等の管理、会計、経理、事故等の報告、介護・医療サービスの向上等)

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・その他の業務委託
- ②介護保険事務のうち、
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④行政への報告・届出等の情報提供

2、上記以外利用目的

(1) 施設内部での利用に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち、
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・施設等において行われる学生の実習への協力

- ・施設において行われる事例研究等
 - ・施設の広報活動（施設内掲示物、ホームページ、広報誌等）
- （２）他の事業者等への情報提供のうち、
- ①施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

３、個人情報の管理

- （１）事業者及びサービス従事者等は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。
- （２）法令、規程等に則り、適切かつ厳正な方法をもって管理いたします。
- （３）職員への教育研修を行います。また、業務委託先や実習生に対しても管理を徹底し、情報の漏洩防止に努めます。

１５、事故発生時の対応について

- （１）利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管轄県民局、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- （２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録を取り５年間保管します。

１６、損害賠償について

- （１）事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償します。
- （２）但し、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１７、苦情の受付について

当施設では、以下の要領により、利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。苦情、ご意見、ご相談がございましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

苦情解決責任者	施設長
苦情受付担当者	生活相談員
電話	ロマンシティあいだ (0868-74-2888)
第三者	英田地区民生児童委員協議会 元会長 (0868-74-2620) 学識経験者の代表者 (0868-75-0785)
苦情受付及び苦情解決機関	美作市役所 高齢者福祉課 (0868-72-7701) 岡山県国民健康保険団体連合会 (086-223-8811) 岡山県社会福祉協議会 (086-226-9400)

* 苦情、ご意見、ご相談は、面接、電話、書面等により、担当者又は、第三者委員にお

申し出下さい。（当施設玄関ホールに、ご意見箱を設置しております）

＊お申し出のあった苦情等につきましては、誠意をもって話し合い、解決に努めます。

＊ご希望により、第三者委員の立会いによる話し合いもできるように配慮いたします。

18、福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下の通りです。

直近の評価実施期間：平成30年5月31日～平成31年4月16日

第三者評価機関：有限会社アウルメディカルサービス

評価結果公表：あり。施設にて原本の閲覧が可能。

19、サービスの利用に関する留意事項

- (1) 当施設を利用するにあたって、施設を利用されている利用者の共同生活の場としての、快適性、安全性を確保するため次の事項をお守り下さい。

面会	面会時間 午前 9:00～午前 11:30 午後 2:00～午後 4:30 事前に面会予約をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊をされる場合は、3日前までに申し出て下さい
設備使用上の注意	施設内の居室や設備、器具等は本来の用途に従って使用して下さい これに反した使用により破損等が生じた場合、弁償等していただく場合があります
宗教活動・政治活動	職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動、営利活動等を行うことはできません
所持金品の管理	所持金品等は、自己の責任で管理して下さい
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい 無断で他の利用者の居室等へは立ち入らないで下さい
携帯電話等	自己責任での管理、使用をお願いします 施設は、紛失・故障・破損等の責任は負いません
喫煙	施設内での喫煙はご遠慮下さい
飲酒	施設内での飲酒はご遠慮下さい
動物	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません
持込物	すべての持ち物に氏名をご記入して下さい 不要不急な物、刃物、火気類は持ち込まないで下さい
テレビの視聴	テレビは、ご自宅よりご持参下さい（24インチ以下） 音量や視聴時間に注意して下さい
差し入れ	家族の見守りの元、食べて下さい他の利用者への提供は、禁止です 衛生面を考慮し、生もの・賞味期限等に注意して下さい

【説明確認及び同意】

指定介護老人福祉施設サービスの契約締結にあたり、重要事項の説明をしました。

事業者	住 所	岡山県美作市井口 4 1 - 2
	事業所名	特別養護老人ホームロマンシティあいだ

説明者 _____

以下の事項について説明を受け、同意します。

- (一) サービス契約の締結に当たり、本書面により重要事項の説明を受け、その内容について承諾し、サービスの提供を受けることに同意します。
- (二) 施設預り金及び保険証等の取扱いについて説明を受け、保管管理等に関して委任します。
- (三) 個人情報の保護について説明を受け、必要に応じて提供することに同意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

氏名 _____

身元引受人

氏名 _____

続柄 _____

代理人（選任した場合）

氏名 _____

続柄 _____